

令和 8 年度名立中学校 生徒必携

1. 教育目標

自律 尊重 創造

2. 目指す生徒像

- ・自分で考え、判断し、決定し、行動する生徒
- ・違いを理解し、自他を尊重する生徒
- ・豊かな発想で、新たな価値を創造する生徒

3. 生徒会スローガン

palette

～個性・共創・笑顔～

年 番 氏名

4. 校歌

1. 吹け潮風よ さわやかに
鳥ヶ首岬 起つところ
不動の峰を 望みつつ
理想を目指す 若人よ
日本海を 翔けゆかん
2. 行け滔々の 名立川
怒濤を越えて 起つところ
不屈のこころ 鍛えつつ
ゆく手を示す 灯台に
決意も固く 伸びゆかん
3. 見よ美しき 学び舎の
希望が丘に 立つところ
友情の輪を 結びつつ
未来に賭ける 名立中
世紀の朝を 飛びゆかん

5. 生徒会歌

1. 名立川の その瀬より
高く不動を あおぎみる
今こそかざせ 自主の旗
ああ希望の光 その胸に
輝け名中生徒会

2. 三角台の 高嶺より
紅き太陽 今のぼる
友よ歌おう 腕組んで
ああ希望の光 その胸に
輝け名中生徒会

6. 応援歌

(第一応援歌)

1. 高くそびえる 山脈に
ひびけ我らの 雄叫びよ
血潮みなぎる その腕で
勝利をつかむ 時は今
進め我ら 名中健児
2. 怒濤さかまく 日本海
叫べ若人 意気高く
日頃鍛えし その技で
勝利をつかむ 時は今
進め我ら 名中健児

(第二応援歌)

1. 天にとどろけ われらの叫び
日頃鍛えし その技を
示せ名中 我が選手
今日の戦い 我等の勝利
2. 燃える闘志と 不屈の精神
鉄をも砕く その意気で
競え名中 我が選手
今日の戦い 我等の勝利

7. 生徒会規約

(平成13年度生徒総会にて一部改正)

(平成17年度生徒総会にて一部改正)

(平成18年度生徒総会にて一部改正)

(平成22年度生徒総会にて一部改正)

(平成30年度生徒総会にて一部改正)

(令和4年度生徒総会にて一部改正)

(令和7年度生徒総会にて一部改正)

第1章 名称

第1条 本会は上越市立名立中学校生徒会と称する。

第2章 組織

第2条 本会は名立中学校生徒で組織する。

第3章 目的

第3条 全会員の自主的精神にもとづく自治活動によって、学校生活の進歩、向上をはかり、立派な校風と伝統を築きあげることがを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次のようなことを行う。

- 1 学校の種々の行事に積極的に協力参加する活動。
- 2 全校生徒の生活改善と名立中学校の発展をめざす活動。
- 3 各学級、各部、各専門委員会などの活動の連絡および調整をする活動。

4 その他、生徒会の目的を達成するために必要な活動。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置き、総務委員会とする。

会長1名、副会長1名

総務委員若干名

第6条 各役員の任期は1年とする。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は生徒会を代表して会務を総括し、総会の決議事項を実施する。
- 2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその代理をする。

第8条 会長の選出は、会員の直接選挙とし、別に定める選挙規定による。副会長、書記、会計は会長が指名し、代議員会で審議し承認を得る。

第5章 議長団

第9条 正副議長は会長が指名し、代議員会で審議し、総会の承認を得る。定数は議長1名副議長1名、任期は1年とする。

第6章 総会

第10条 総会は原則として年2回開くこととする。ただし、会長が必要と認めたとき及び全会員の過半数の署名があった

ときは開くことができる。

第 11 条 総会は次の機能をもつ。

- 1 生徒会の最高決議機関である。
- 2 会則の制定及び改廃
- 3 行事及び活動計画の決定、報告。
- 4 予算の決定、決算の承認。
- 5 その他生徒会の目的を達成するために必要な事項の決定。

第 12 条 総会は全会員が特別の事情がない限り出席し、全会員の
3 分の 2 以上の出席によって成立し、決議は出席した会
員の過半数の賛成を要する。

第 7 章 代議員会

第 13 条 代議員会は総務委員、各専門委員長、各学級の学級委員
(男 1 女 1) によって構成する。

第 14 条 代議員会は次の機能をもつ。

- 1 総会につぐ決議機関である。
- 2 総務及び各学級、各専門委員会、各部から提出された事項
の審議。
- 3 緊急を要する事項の審議。

第 15 条 代議員会は、会長が必要と認めたときに随時開く。

第 16 条 代議員会は全代議員の 3 分の 2 以上の出席によって成立
し、決議は出席者の過半数の賛成を要する。

第8章 専門委員会

第17条 本会の活動を有効にするために専門委員会をおく。

第18条 専門委員会は事情を考慮しながら総務委員会と学校と相談して日程等を決める。なお各専門委員長は会長が指名し、代議員会で審議し、承認を得る。

第19条 月に1回以上、専門委員長と総務委員会で連絡会を開き、各委員会での活動状況を報告する。

第9章 部活会

第20条 本会は会員の心身を鍛え会員相互の親善をはかるため部をおく。

第21条 部活会の開催は事情を考慮しながら総務委員会と学校と相談して日程等を決める。

第10章 学級会

第22条 学級会において学級委員を中心とし、本会の目的を達成するようにつとめる。必要により学級討議を開く。

第23条 学級会に専門委員会に準ずる係をおく。

第11章 会計

第24条 本会の経費は会費、その他をもってこれにあてる。

第25条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 26 条 会計は総会の前に、会計収支の報告書を作成し、総会で承認を得る。

第 12 章 校長及び顧問教師

第 27 条 本会の活動は校長から委任された教師の指導をうける。

第 28 条 決議事項については、校長の承認を得なければならない。

第 29 条 会議には原則として顧問教師の出席を要する。

附則

第 30 条 本会には本規約の他に必要な規則をもつことができる。

第 31 条 本規約は昭和 6 0 年 5 月より実施する。

8. 生徒会長・副会長選挙規定

(平成11年度生徒総会にて一部改正)

(平成18年度生徒総会にて一部改正)

(平成19年度生徒総会にて一部改正)

(平成21年度生徒総会にて一部改正)

(平成30年度生徒総会にて一部改正)

(令和4年度生徒総会にて一部改正)

(令和7年度生徒総会にて一部改正)

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は3年生より2名、1、2年生の各学年1名より選出された委員で構成し、委員長・副委員長を互選する。

第2条 選挙管理委員会は2学期の後期に発足し、直ちに会長の立候補届期日、投票日、投票所を告示する。

第3条 選挙管理委員会は届出締め切り後、立候補者の氏名を告示し、選挙運動について指示する。

第4条 投票に関する準備はすべて選挙管理委員会で行い、投票の秘密を守るようつとめる。

第5条 特別の事情がない限り、選挙は2学期中に終了し、当選者を告示し、選挙事務の終わった後、委員長は選挙管理委員会を解散する。

第2章 選挙権・被選挙権

第6条 生徒会員は、すべて選挙権を有する。

第7条 3年生をのぞく会員は被選挙権を有する。

第3章 立候補者

第8条 立候補者は責任者1名を必要とする。

第9条 立候補者は、選挙管理委員会所定の用紙で選挙管理委員会へ届け出る。

第4章 選挙運動

第10条 立候補者は、定められた立会演説会において、定められた時間内で自分の考えを発表することができる。

第11条 立候補者及び責任者は、放送演説を希望した場合に定められた時間内で自分の考えを放送することができる。

第12条 責任者は、選挙管理委員会で定められた立会演説会において、定められた時間内で推薦演説をすることができる。

第13条 ポスターは、選挙管理委員会発行の用紙に限られ、選挙管理委員の指示により掲示する。

第5章 投票および投票所

第14条 投票所の出入りは静粛にして、所定の投票用紙により投票する。

第15条 開票立会人は、各立候補者の責任者とし、票に疑義ある

ときは、選挙管理人、および立会人会議で決める。

第 16 条 当選は比較多数による。同数の場合はくじ引きを行う。
また、立候補者に競争のない場合は、信任投票を実施する。

第 6 章 附則

第 17 条 この規則は代議員会で可決され承認されたときから施行する。

第 18 条 会長の補欠選挙もこの規定による。

第 19 条 委員で立候補者または、責任者になる場合は、その委員を辞任しなければならない。この場合、その学級は補欠委員を選出する。

9. 名中憲章

名 中 憲 章

名中生徒は「目標、親切、健康、礼儀、感謝、知識、協力」を常に心に持ちます。そして、先輩たちから受け継いだ伝統を発展させ誇りに思える学校にするため、生徒自ら名立中学校の目指すべき方向をこの憲章に定めます。

一、目的を持ち、何事にも活発に取り組み、精神的に成長しよう。

一、思いやりを持ったけじめのある生徒になろう。

一、体力をつけ、強い体を作ろう。

一、誰とでも仲良くし、何でも話せる友達を作ろう。

一、校舎をきれいに使い、感謝の気持ちをもって清掃しよう。

一、知識と礼儀を身につけよう。

一、互いに協力し、よりよい名立中学校を目指し活動しよう。

一、小さなことにでもボランティア精神をもち、活動しよう。

99' 1. 25 制定 名立中学校生徒会

10. 生徒心得・生活規定

(平成 8年度4月改訂)

(平成23年度4月改訂)

(平成27年度4月改訂)

(平成30年度4月改訂)

名立中学校の教育目標を達成するために、自分の意志で生活を規律づけ行動を高める必要がある。そこで「名立中学校生徒心得・生活規定」をつくった。ここに定められた以外のことについても、「名立中学校の生徒であり、生徒会員の一人であるという自覚」に基づいて、この心得を自覚し規定を守り、よい社会人となるよう努めよう。(枠内は生徒心得であり、それ以外は学校で定めた生活規定である。)

I 目標

- ・自分にもっともふさわしい目標をもち、たえずそれを実現するために努力しよう。
- ・自分にあった、無理のない計画をたて、それを着実に実行しよう。
- ・名立中学校の生徒であるという誇りをもって行動し、はじめある生活を送ろう。

Ⅱ 服装、頭髪等

制服はその人の人柄を表している。どんな服装でも、きちんとした清潔な服装を心がけよう。

1. 男女とも制服を着用する。ただし、休日・長期休業中の部活の時は体操着で通学してもよい。

(1) 男子制服

ア 冬服…標準マークのついた黒地の学生服の上着、ズボンを着用する。

イ 夏服…白無地ワイシャツ、または開襟シャツ、黒地ズボンを着用する。

ウ ベルトは必ず着用し、華美でないものとする。エナメルは禁止する。

(2) 女子制服

ア 冬服…学校で指定された紺のセーラー服、スカート、またはスラックス、白ネクタイを着用する。

イ 夏服…白無地ブラウスまたは開襟シャツ、スカート、またはスラックスを着用する。

*スカート丈は立ち膝で床に付くことを標準とする。

(3) 男女とも冬服の下にトレーナー、またはセーターを着てもよい。(袖や裾から出ないもの)

(4) くつ下、防寒着は華美でないものとする。

(5) タイツ、ストッキングを着用する場合は、黒系統の色、またはベージュとする。

(6) 髪型は中学生らしいさわやかな頭髪を心掛ける。

2. 名札は男女ともポケットのところに付ける。

3. 履き物については、次の通りとする。

(1) 内履きは学校指定のものを使用する。

(2) 登下校の履き物は、華美でなく通学および気候に適したものを履く。

4. 雨具、防寒具は派手でないものとする。

*気候に合った雨具、防寒着、くつを使用する。

5. 鞆は両肩に背負う。

Ⅲ あいさつ・言葉遣い

いつも明るく、素直な中学生らしいあいさつ・言葉遣いをするように努めよう。

Ⅳ 環境整備

校舎を愛護し、奉仕の精神に基づいて清潔な、落ち着いた環境の整備に努めよう。

(1) 机、椅子、ロッカーや学習で使う図書、道具などの校具は十分注意して使用し、使用後はきちんと整理整頓する。

(2) 校舎、校具を破損した場合は先生か学級担任に申し出る。

V 通学

遅刻をしないように余裕をもって登校し、登校中は交通ルールとマナーを守ろう。

1. 登下校について

(1) 8時10分までに教室に入る。

(2) 学校の定めた通学路に登下校する。

2. 自転車通学

(1) 自転車通学規定に基づく。

3. バス通学

(1) 通学バスを利用する人は乗り降りに注意し、
待合所や車中で他の人の迷惑にならないようにする。

VI 校外生活

(1) 交通規則を守る。(歩行及び自転車乗車中)

(2) 外出する場合は、用件、行き先、帰宅時刻などを必ず家の
人に連絡する。

(3) ゲームセンター、ゲームコーナーへは立ち入らない。また、カラオケ施設、マンガ喫茶等の娯楽施設の利用は保護者
同伴も好ましくない。

Ⅶ 長期休業中の校舎使用

休日に校舎を使用する場合は、定められた手続きを経て、真剣に活動し、大いに成果をあげよう。

- (1) 校舎を使用する場合は、代表が校舎利用簿をつけ、日直の先生に届け出る。
- (2) 部活動後は、後始末をきちんとする。
- (3) 活動時間は顧問の先生の指示による。
- (4) 長期休業中の部活動のきまりはそのつど出されるのでそれを守る。

注：土曜日・日曜日の部活動等については、前項の(2)、(3)を守る。

Ⅷ 学校への連絡(欠席、早退、遅刻等)

- (1) 欠席、遅刻等の場合は、保護者が8：10までに学校に連絡する。
- (2) 早退の時は、必ず学級担任の許可を得る。
- (3) 何か問題が生じたときは、学校へ連絡する。
緊急の場合は学級担任に連絡する。

〒949-1604

新潟県上越市名立区赤野俣532-1

上越市立名立中学校

TEL 025-537-2204

IX その他の規定

- (1) 自分の持ち物にはすべて記名し、不要な金銭、物品は学校にもってきてはならない。
- (2) 登下校の途中で、買い食いをしてはいけない。
- (3) 落とし物をしたり、見つけたりしたときにはただちに先生に届け出る。
- (4) 地域で行われる子供会などの行事は、中学生らしく明朗な態度で積極的に参加する。
- (5) 出身小学校、公民館、会館等を借用するときは、その施設の使用規定を守る。

付記

- ・長期休業中は別に規定を定める。
- ・必要に応じ生徒必携の見直しをする。

名立中学校自転車通学規定

- 1 徒歩通学生徒で自転車通学を希望する生徒は所定の届けを提出し、校長の許可により、自転車での通学を認める。地区による制限はもうけない。ただし、バス通学生徒の場合はいかなる理由でも認めない。
- 2 通学に使用する自転車は所定の点検項目に則って、保護者の責任において点検・整備を行うこと。
- 3 道路交通法と交通マナーを遵守すること。特に車道左側通行や信号の遵守、一時停止の履行を徹底すること。（登校までの道は、歩行者優先で歩道通行可）
- 4 歩道はあくまでも歩行者優先であるので、歩行者の通行を妨げないこと。
- 5 寄り道を絶対にしないこと。経路は川沿いの歩道の車道よりを通ることを原則とする。（校門周辺の歩道も通行可能）
- 6 ヘルメットを必ず着用して通学すること。（あごひもをきちんと締める）なお、登校後は自教室に置くこと。
- 7 危険防止のためスカートではなく、体操着で自転車運転を行うこと。
- 8 事故防止と他の交通機関からの視認性を高めるため、運転中はライトを点灯することが望ましい。ただし、夕暮れ以降は必ず点灯すること。

- 9 他の交通の妨げになるので、2列以上の走行や徒歩生徒と自転車を押しての通学は行わないこと。
- 10 雨天時は雨具を着用し、傘さし運転は行わないこと。
- 11 駐輪の際は指定の場所に置き、必ず「施錠」すること。
- 12 12月～卒業式後までの期間は、自転車通学を禁止とする。また、期間外の時期であっても、以下の天候・状況の場合には自転車通学を行わない。
 - ①暴風、暴風雨、降雪の際
 - ②最低気温が3℃以下の場合（凍結のおそれ）
 - ③天候や災害等で道路や交通の安全が確保できない場合
- 13 自転車保険に加入する。
- 14 自転車通学許可証を、常に携帯すること。
- 15 規定に違反した場合は、校長の判断により自転車通学を取り消す。